

平成 3 1 年度

白 石 市 予 算 書

白 石 市

目 次

1. 白石市一般会計 2
2. 白石市国民健康保険特別会計 9
3. 白石市介護保険特別会計 1 2
4. 白石市後期高齢者医療特別会計 1 5
5. 白石市水道事業会計 1 7
6. 白石市下水道事業会計 2 0

第 2 1 号議案

平成 3 1 年度白石市一般会計予算

平成 3 1 年度白石市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14, 135, 332千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500, 000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

白石市長 山 田 裕 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		3,843,963
	1 市 民 税	1,551,245
	2 固 定 資 産 税	1,813,663
	3 軽 自 動 車 税	114,475
	4 市 た ば こ 税	228,414
	5 特 別 土 地 保 有 税	10
	6 入 湯 税	6,605
	7 都 市 計 画 税	129,551
2 地 方 譲 与 税		175,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	49,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	126,000
3 利 子 割 交 付 金		3,000
	1 利 子 割 交 付 金	3,000
4 配 当 割 交 付 金		8,400
	1 配 当 割 交 付 金	8,400
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		9,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	9,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金		630,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	630,000
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		5,400
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	5,400
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金		24,000
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	24,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		9,300
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	9,300
10 地 方 特 例 交 付 金		16,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	16,000
11 地 方 交 付 税		4,000,000
	1 地 方 交 付 税	4,000,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		3,800
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	3,800
13 分 担 金 及 び 負 担 金		140,991
	1 負 担 金	140,991

(単位：千円)

款	項	金額
14 使用料及び手数料		209,631
	1 使用料	190,537
	2 手数料	19,094
15 国庫支出金		1,908,806
	1 国庫負担金	1,220,513
	2 国庫補助金	680,918
	3 国庫委託金	7,375
16 県支出金		832,824
	1 県負担金	527,952
	2 県補助金	190,915
	3 県委託金	113,957
17 財産収入		12,431
	1 財産運用収入	12,229
	2 財産売却収入	202
18 寄附金		60,003
	1 寄附金	60,003
19 繰入金		972,296
	1 基金繰入金	972,296
20 繰越金		1
	1 繰越金	1
21 諸収入		493,286
	1 延滞金、加算金及び過料	9,001
	2 市預金利子	1
	3 貸付金元利収入	263,717
	4 受託事業収入	12,379
	5 雑収入	208,188
22 市債		777,200
	1 市債	777,200
歳入	合計	14,135,332

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		176,067
	1 議 会 費	176,067
2 総 務 費		2,157,316
	1 総 務 管 理 費	1,609,594
	2 徴 税 費	280,953
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	118,654
	4 選 挙 費	111,501
	5 統 計 調 査 費	18,271
	6 監 査 委 員 費	18,343
3 民 生 費		4,738,846
	1 社 会 福 祉 費	2,394,527
	2 児 童 福 祉 費	1,803,900
	3 生 活 保 護 費	537,244
	4 災 害 救 助 費	3,175
4 衛 生 費		1,321,134
	1 保 健 衛 生 費	1,118,598
	2 清 掃 費	202,536
5 労 働 費		1,636
	1 労 働 諸 費	1,636
6 農 林 水 産 業 費		368,924
	1 農 業 費	286,735
	2 林 業 費	82,189
7 商 工 費		969,516
	1 商 工 費	969,516
8 土 木 費		1,519,669
	1 土 木 管 理 費	27,869
	2 道 路 橋 梁 費	392,306
	3 河 川 費	8,860
	4 都 市 計 画 費	1,001,277
	5 住 宅 費	89,357
9 消 防 費		483,548
	1 消 防 費	483,548
10 教 育 費		1,187,257

(単位：千円)

款	項	金額
	1 教 育 総 務 費	252,023
	2 小 学 校 費	189,642
	3 中 学 校 費	137,064
	4 幼 稚 園 費	113,053
	5 社 会 教 育 費	185,162
	6 保 健 体 育 費	310,313
11 災 害 復 旧 費		2,989
	1 農 林 業 施 設 災 害 復 旧 費	2
	2 公 共 土 木 施 設 等 災 害 復 旧 費	2,987
12 公 債 費		1,193,277
	1 公 債 費	1,193,277
13 予 備 費		15,153
	1 予 備 費	15,153
歳 出	合 計	14,135,332

第2表

債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
職員用パソコン賃借料	平成32年度から平成36年度まで	126,611
住民情報システム等賃貸借料 (平成31年度追加分)	平成32年度から平成35年度まで	2,414
コミュニティセンター指定管理者委託料 (平成31年度追加分)	平成32年度から平成34年度まで	60
白石市固定資産(宅地)評価システム適 用業務委託料(平成31年度追加分)	平成32年度	135
自動車騒音面的評価システム整備業務 委託料(平成31年度追加分)	平成32年度から平成33年度まで	29
農業経営基盤強化資金利子補給補助金 (平成31年度分)	平成32年度から平成35年度まで	400
農業災害対策利子補給補助金 (平成31年度分)	平成32年度から平成37年度まで	1,007
担い手育成資金利子補給補助金 (平成31年度分)	平成32年度から平成40年度まで	224
南蔵王休憩所指定管理者委託料 (平成31年度追加分)	平成32年度から平成34年度まで	18
弥治郎こけし村指定管理者委託料 (平成31年度追加分)	平成32年度から平成34年度まで	336
すまゝひろば指定管理者委託料 (平成31年度追加分)	平成32年度から平成34年度まで	69
中小企業振興資金融資損失補償 (平成31年度分)	平成32年度から平成44年度まで	融資預託額の10/100に相 当する金額の損失補償
狐檀歩道橋撤去工事委託料	平成32年度	151,200
白石市都市計画マスタープラン策定等業 務委託料	平成32年度	9,445
公民館指定管理者委託料 (平成31年度追加分)	平成32年度から平成34年度まで	925
学校給食調理・配送等業務委託料 (平成31年度追加分)	平成32年度から平成42年度まで	22,608

第3表

地 方 債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	借入利率	償還の方法
災害援護資金貸付金	2,500	普通貸借 又は、 証券発行	5.0%以内(ただし、 利率見直し方式で 借り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利率 の見直しを行った 後においては、当 該見直し後の利 率)	政府資金について は、その融資条件 により、銀行その 他の場合には、そ の債権者と協定す るものによる。た だし、市財政の都 合により据置期間 及び償還期限を短 縮し、又は繰上償 還もしくは低利に 借換えすることが できる。
農業施設整備事業	1,500			
白石スキー場整備事業	129,600			
地方道路整備事業	54,800			
都市計画街路事業	151,200			
公園施設長寿命化対策支援事業	36,000			
消防施設整備事業	11,600			
臨時財政対策債	390,000			
合 計	777,200			

第 2 2 号議案

平成 3 1 年度白石市国民健康保険特別会計予算

平成 3 1 年度白石市国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,952,320 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

白石市長 山 田 裕 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		591,200
	1 国民健康保険税	591,200
2 使用料及び手数料		801
	1 手数料	801
3 国庫支出金		2
	1 国庫補助金	2
4 県支出金		3,037,289
	1 県補助金	3,037,288
	2 財政安定化基金交付金	1
5 財産収入		109
	1 財産運用収入	109
6 繰入金		313,306
	1 一般会計繰入金	273,306
	2 財政調整基金繰入金	40,000
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		9,612
	1 延滞金、加算金及び過料	6,201
	2 預金利子	1
	3 雑入	3,410
歳入	合計	3,952,320

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費	1 総務管理費	22,159
	2 徴税費	16,147
	3 運営協議会費	5,628
	4 趣旨普及費	4
		380
2 保険給付費	1 療養諸費	2,990,416
	2 高額療養費	2,569,800
	3 移送費	406,550
	4 出産育児諸費	60
	5 葬祭諸費	10,506
3 国保事業費納付金		3,500
	1 国保事業費納付金	879,096
4 保健事業費		879,096
	1 特定健康診査等事業費	43,877
	2 保健事業費	24,756
5 基金積立金		19,121
	1 基金積立金	109
6 公債費		109
	1 公債費	1
7 諸支出金		1
	1 償還金及び還付加算金	6,602
8 予備費		6,602
	1 予備費	10,060
(共同事業拠出金)		10,060
	(共同事業拠出金)	-
歳出	合計	3,952,320

第 2 3 号議案

平成 3 1 年度白石市介護保険特別会計予算

平成 3 1 年度白石市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,692,273 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

白石市長 山 田 裕 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保 険 料		729,591
	1 介 護 保 険 料	729,591
2 使 用 料 及 び 手 数 料		50
	1 手 数 料	50
3 国 庫 支 出 金		915,556
	1 国 庫 負 担 金	598,946
	2 国 庫 補 助 金	316,610
4 支 払 基 金 交 付 金		948,016
	1 支 払 基 金 交 付 金	948,016
5 県 支 出 金		526,459
	1 県 負 担 金	489,859
	2 県 補 助 金	36,600
6 財 産 収 入		79
	1 財 産 運 用 収 入	79
7 繰 入 金		551,950
	1 一 般 会 計 繰 入 金	531,801
	2 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	20,149
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		20,571
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	11
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	20,559
歳 入	合 計	3,692,273

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費	1 総務管理費	49,513
	2 徴収費	10,298
	3 介護認定審査会費	6,810
	4 趣旨普及費	32,355
		50
2 保険給付費		3,350,172
	1 介護サービス諸費	3,051,009
	2 介護予防サービス等諸費	27,391
	3 諸費	2,853
	4 高額介護サービス費	72,726
	5 高額医療合算介護サービス等費	9,573
	6 特定入所者介護サービス等費	186,620
3 地域支援事業費		290,477
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	161,331
	2 一般介護予防事業費	27,238
	3 包括的支援事業・任意事業費	101,498
	4 諸費	410
4 基金積立金		79
	1 基金積立金	79
5 公債費		1
	1 公債費	1
6 諸支出金		1,031
	1 償還金及び還付加算金	1,031
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	3,692,273

第 2 4 号議案

平成 3 1 年度白石市後期高齢者医療特別会計予算

平成 3 1 年度白石市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 410,364 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

白石市長 山 田 裕 一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		300,710
	1 後期高齢者医療保険料	300,710
2 使用料及び手数料		100
	1 手 数 料	100
3 繰 入 金		108,521
	1 一 般 会 計 繰 入 金	108,521
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		1,032
	1 延滞金、加算金及び過料	30
	2 償還金及び還付加算金	1,000
	3 雑 入	2
歳 入	合 計	410,364

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総 務 費		10,872
	1 総 務 管 理 費	5,366
	2 徴 収 費	5,479
	3 趣 旨 普 及 費	27
2 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		398,391
	1 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	398,391
3 諸 支 出 金		1,000
	1 償還金及び還付加算金	1,000
4 予 備 費		101
	1 予 備 費	101
歳 出	合 計	410,364

第25号議案

平成31年度白石市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度白石市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 給 水 戸 数	13,403 戸
2. 年 間 総 給 水 量	4,080 千m ³
3. 一 日 平 均 給 水 量	11,148 m ³
4. 主要な建設改良事業 配水施設整備事業	287,244 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	946,894 千円
第1項 営業収益	904,943 千円
第2項 営業外収益	41,950 千円
第3項 特別利益	1 千円

支 出

第1款 水道事業費用	1,021,895 千円
第1項 営業費用	987,855 千円
第2項 営業外費用	31,040 千円
第3項 特別損失	1,000 千円
第4項 予備費	2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 280,225千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額26,364千円、過年度分損益勘定留保資金115,688千円、当年度分損益勘定留保資金101,961千円、繰越利益剰余金処分額36,212千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 水道事業資本的収入	68,600 千円
第1項 企業債	50,000 千円
第2項 工事負担金	18,600 千円

支 出

第1款 水道事業資本的支出	348,825 千円
第1項 建設改良費	296,783 千円
第2項 企業債償還金	52,042 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債方法	借入利率	償還方法
水道事業	50,000	普通貸借 又は、 証券発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し方式で借 入する政府資金及び 地方公共団体金融機 構資金について、利 率の見直しを行った 後においては、当該見 直し後の利率)	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の 場合には、その債権者と協定 するものによる。ただし、市 財政の都合により据置期間及 び償還期限を短縮し、又は繰 上償還もしくは低利に借換え することができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 76,123 千円

(2) 交際費 15 千円

(利益剰余金の処分)

第8条 繰越利益剰余金のうち、36,212千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 建設改良積立金 36,212 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

平成31年2月22日提出

白石市長 山田裕一

第26号議案

平成31年度白石市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度白石市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	公共下水道事業	農業集落排水事業	合 計
(1) 処理区域内人口	22,676 人	1,860 人	24,536 人
(2) 年間処理水量	2,701 千m ³	103 千m ³	2,804 千m ³
(3) 1日平均処理水量	7,380 m ³	281 m ³	7,661 m ³
(4) 主な建設改良事業等			
(ア) 管渠整備費 (単独)	12,000 千円	— 千円	12,000 千円
(イ) 管渠整備費 (補助)	70,050 千円	— 千円	70,050 千円
(ウ) 流域下水道負担金	10,148 千円	— 千円	10,148 千円
(エ) 雨水管渠整備費 (補助)	70,050 千円	— 千円	70,050 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業外費用中企業債利息の財源にあてるため、企業債19,700千円を借り入れる。

	収 入		支 出
第1款 公共下水道事業収益	926,020 千円		
第1項 営業収益	607,776 千円		
第2項 営業外収益	318,243 千円		
第3項 特別利益	1 千円		
第2款 農業集落排水事業収益	122,504 千円		
第1項 営業収益	18,949 千円		
第2項 営業外収益	103,554 千円		
第3項 特別利益	1 千円		
収 入 合 計	1,048,524 千円		
第1款 公共下水道事業費用		873,469 千円	
第1項 営業費用		736,712 千円	
第2項 営業外費用		133,557 千円	
第3項 特別損失		200 千円	
第4項 予備費		3,000 千円	

第2款 農業集落排水事業費用	135,639 千円
第1項 営業費用	106,234 千円
第2項 営業外費用	26,383 千円
第3項 特別損失	22 千円
第4項 予備費	3,000 千円
支 出 合 計	1,009,108 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額285,488千円は当年度分損益勘定留保資金285,488千円で補填するものとする。)

	収	入	
第1款 公共下水道事業資本的収入			635,194 千円
第1項 企業債			345,900 千円
第2項 補助金			70,000 千円
第3項 分担金及び負担金			1,204 千円
第4項 他会計繰入金			218,090 千円
第2款 農業集落排水事業資本的収入			62,856 千円
第1項 企業債			31,000 千円
第2項 分担金及び負担金			1 千円
第3項 他会計繰入金			31,855 千円
収 入 合 計			698,050 千円

	支	出	
第1款 公共下水道事業資本的支出			889,503 千円
第1項 建設改良費			170,110 千円
第2項 企業債元金償還金			719,393 千円
第2款 農業集落排水事業資本的支出			94,035 千円
第1項 建設改良費			1,045 千円
第2項 企業債元金償還金			92,990 千円
支 出 合 計			983,538 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造資金利子補給補助金 (公共下水道事業)	平成32年度から 平成34年度まで	200

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債方法	借入利率	償還方法
公共下水道事業	80,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借入する政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
流域下水道事業	10,100			
公共下水道事業 資本費平準化債(未利用分)	7,000			
公共下水道事業 資本費平準化債(拡大分)	208,900			
公共下水道事業 特別措置分	46,900			
農業集落排水事業 資本費平準化債(未利用分)	12,700			
農業集落排水事業 資本費平準化債(拡大分)	31,000			

(一時借入金限度額)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 36,180千円

(他会計からの補助金)

第10条 公共下水道事業及び農業集落排水事業の事業安定のため、白石市一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、388,032千円である。

	(公共下水道事業)	(農業集落排水事業)
(1) 一般会計繰入金	291,840千円	96,192千円

平成31年2月22日提出

白石市長 山田 裕一